

議案第 102 号

松阪市営住宅条例の一部改正について

松阪市営住宅条例（平成 17 年松阪市条例第 213 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 9 月 2 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市営住宅条例の一部を改正する条例

松阪市営住宅条例（平成 17 年松阪市条例第 213 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項中「第 3 項の規定」を「次項の規定」に改め、同条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、第 4 項を第 3 項とする。

第 51 条第 3 項中「第 14 条第 4 項」を「第 14 条第 3 項」に改める。

別表第 1 宝塚団地住宅の部昭和 37 年度の項備考の欄中「4 棟」を「2 棟」に、「16 戸」を「8 戸」に改め、同表粥見団地の部を削る。

別表第 2 を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。